

# 投資信託総合取引規定集の変更について

平成31年1月1日付で投資信託総合取引規定集の変更を行いました。  
以下の各規定につきまして、変更後の記載に読替えていただきますよう、お願い申し上げます。

## 1 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

該当条文	変更後	変更前
第2条第1項	<p>お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、非課税適用確認書の交付申請書（法第37条の14第6項に定める申請書をいいます。以下同じ。）兼非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に定めるものをいいます。以下同じ。）（以下「口座開設届出書等」といいます。）<u>または非課税口座簡易開設届出書（非課税口座簡易開設届出書は累積投資勘定を設定する場合を除きま</u>す。）に必要事項を記載のうえ、署名押印し、それに当会の定める一定の書類を添付して、（途中省略）当会に提出するものとします。</p> <p>なお、当会は、<u>口座開設届出書等による場合は</u>別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領のうえ、<u>また、非課税口座簡易開設届出書による場合はすみやかに、</u>非課税口座開設の手続きをし、当該非課税適用確認書については当会で保管します。</p>	<p>お客様が特例の適用を受けるため、当会に非課税口座の開設を申し込む際には、非課税適用確認書の交付申請書（法第37条の14第6項に定める申請書をいいます。以下同じ。）兼非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に定めるものをいいます。以下同じ。）（以下「口座開設届出書等」といいます。）（<u>追加</u>）に必要事項を記載のうえ、署名押印し、それに当会の定める一定の書類を添付して、（途中省略）当会に提出するものとします。</p> <p>なお、当会は、（<u>追加</u>）別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を受領のうえ、（<u>追加</u>）非課税口座開設の手続きをし、当該非課税適用確認書については当会で保管します。</p>
第2条第8項から第11項	<p><u>8 当会または他の金融商品取引業者等に既に非課税口座を開設しているお客様は、非課税口座簡易開設届出書を当会または他の金融商品取引業者等に提出することはできません。</u></p> <p><u>9 口座開設届出書等または非課税適用確認書の交付申請書を当会または他の金融商品取引業者等に提出したお客様は、非課税口座簡易開設届出書を当会または他の金融商品取引業者等に提出することはできません。</u></p> <p><u>10 お客様が第1項の規定により当会に提出された非課税口座簡易開設届出書が前二項の規定により当会に提出することができない場合に該当することが、法第37条の14第12項第2号に規定する、税務署からの当該事項の提供その他等により判明した場合には、第1条の規定によりお客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</u></p> <p><u>11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者のお客様に限りです。</u></p>	<p>（<u>追加</u>）</p> <p>（<u>追加</u>）</p> <p>（<u>追加</u>）</p> <p><u>8 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者のお客様に限りです。</u></p>
第3条第1項	<p>お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書、廃止通知書<u>または非課税口座簡易開設届出書</u>に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。</p>	<p>お客様が特例の適用を受けるための非課税管理勘定は、非課税適用確認書<u>または廃止通知書（追加）</u>に記載の非課税管理勘定にかかる勘定設定期間においてのみ設けられます。</p>
第5条第1項	<p>お客様が当会に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、（<u>途中省略</u>）当会に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第<u>18</u>項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。（<u>以下省略</u>）</p>	<p>お客様が当会に開設されている非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定または累積投資勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、（<u>途中省略</u>）当会に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第<u>14</u>項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。（<u>以下省略</u>）</p>
第6条第1項	<p>お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第<u>21</u>項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。</p>	<p>お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第37条の14第<u>17</u>項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。</p>
第7条第1項第1号ロ	<p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定をいいます。）から、施行令第25条の13第<u>10</u>項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</p>	<p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けたお客様の非課税口座にかかる他の年分の非課税管理勘定をいいます。）から、施行令第25条の13第<u>9</u>項各号の規定に基づき移管がされる株式投資信託（②に掲げるものを除きます。）</p>
第7条第1項第2号	<p>② 施行令第25条の13第<u>11</u>項により読み替えて準用する同条第<u>10</u>項各号の規定に基づき、（<u>以下省略</u>）</p>	<p>② 施行令第25条の13第<u>10</u>項により読み替えて準用する同条第<u>9</u>項各号の規定に基づき、（<u>以下省略</u>）</p>

第7条の2 第1項	当会は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、(途中省略) 施行令第25条の13第14項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。	当会は、お客様の非課税口座に設けられる累積投資勘定には、(途中省略) 施行令第25条の13第13項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。)のみを受け入れます。
第7条の2 第2項	<u>2 前項の規定に基づき、つみたてNISAにより累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の取引については、販売および解約にかかる手数料、並びに取引口座の管理、維持等にかかる口座管理料はいただいております。</u>	<u>(追加)</u>
第7条の2 第3項	<u>3 お客様が当会において、(途中省略) 法第37条の14または施行令第25条の13第14項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書が提出されたことで、(以下省略)</u>	<u>2</u> お客様が当会において、(途中省略) 法第37条の14または施行令第25条の13第13項の要件を満たさなくなり、または内閣府告示第540号第5条に規定する「対象商品廃止等届出書が提出されたことで、(以下省略)
第9条 第3項 第2号 から 第3号	② お客様が当会に <u>特定口座を開設していない場合、または</u> 特定口座を開設している場合で、お客様から当会に対して施行令第25の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 <u>一般</u> 口座への移管 ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 <u>特定</u> 口座への移管	② お客様が当会に <u>(追加)</u> 特定口座を開設しており、お客様から当会に対して施行令第25の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 <u>特定</u> 口座への移管 ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 <u>一般</u> 口座への移管
第9条の2 第3項 第1号 第2号	① お客様が当会に <u>特定口座を開設していない場合、または</u> 特定口座を開設している場合で、お客様から当会に対して施行令第25の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合 <u>一般</u> 口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 <u>特定</u> 口座への移管	① お客様が当会に <u>(追加)</u> 特定口座を開設しており、お客様から当会に対して施行令第25の10の2第14項第25号イに規定する書類の提出があった場合 <u>特定</u> 口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 <u>一般</u> 口座への移管
第10条 第1項	当会は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」 <u>または「非課税口座簡易開設届出書」</u> (「非課税口座開設届出書」 <u>または「非課税口座簡易開設届出書」</u> )の提出後に氏名または住所の変更にかかる(途中省略)に確認いたします。 ① 当会がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、(以下省略)	当会は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」 <u>(追加)</u> 、「非課税口座開設届出書」 <u>(追加)</u> の提出後に氏名または住所の変更にかかる(途中省略)に確認いたします。 ① 当会がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示または施行令第25条の13第9項第1号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、(以下省略)
第10条の2 第2項	2 お客様が当会に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、(途中省略) その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、法第37条の14第25項の規定を適用します。	2 お客様が当会に開設した非課税口座に設けられた、その年の勘定の種類を変更しようとする場合には、(途中省略) その作成をした日にお客様から提出を受けたものとみなして、法第37条の14第21項の規定を適用します。

## 2 投資信託累積投資規定

該当条文	変更後	変更前
第1条 第3項	<u>(削除)</u>	<u>3 第1項にかかわらず、モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント・エス・エーの発行するマネーマーケット・ファミリー 米ドル・ファンドの受益証券にかかる契約については「米ドルMMF累積投資規定」によるものとします。</u>
第7条 第2項	2 当会は、お客様から申し出があった場合、(途中省略) この場合、収益分配金は指定口座に入金します。ただし、「農中日経225オープン」、 <u>(削除)</u> 「農中US債券オープン」は除きます。	2 当会は、お客様から申し出があった場合、(途中省略) この場合、収益分配金は指定口座に入金します。ただし、「農中日経225オープン」、 <u>「農中日本株オープン」</u> 、「農中US債券オープン」は除きます。

## 3 投資信託総合取引規定

該当条文	変更後	変更前
第2条	① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 <u>(削除)</u> ⑤ 投資信託累積投資規定 ⑥ 「JAの投信つみたてサービス」取扱規定	① 投資信託受益権振替決済口座管理規定 ② 外国証券取引口座約款 ③ 特定口座約款 ④ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款 ⑤ <u>米ドルMMF累積投資規定</u> ⑥ <u>投資信託累積投資規定</u> ⑦ <u>「JAの投信つみたてサービス」取扱規定</u>

## 4 米ドルMMF累積投資規定

廃止